

京都市交通局職員の表彰に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和6年11月27日

京都市公営企業管理者

交通局長 北村 信幸

京都市交通局管理規程第9号

京都市交通局職員の表彰に関する規程の一部を改正する規程

京都市交通局職員の表彰に関する規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(表彰)</p> <p>第1条 局職員(以下「職員」という。)並びに課及び事業所の組織(以下「団体」という。)で、<u>功労、善行のあった職員並びに事故、災害のなかった団体及び成績の優秀な団体</u>に対しては、この規程において、表彰者について特に定めているもののほか、管理者が表彰を行う。</p> <p>(表彰の種類)</p> <p>第2条 表彰の種類は、業績表彰、善行表彰、無事故運転者表彰、総合優良運転者表彰、無事故団体表彰<u>及び業績団体表彰</u>とする。</p> <p><u><新設></u></p> <p>第3条～第12条 (略)</p>	<p>(表彰)</p> <p>第1条 局職員(以下「職員」という。)並びに課及び事業所の組織(以下「団体」という。)で、<u>次の各号のいずれかに該当する場合、この規程において、表彰者について特に定めているもののほか、管理者が表彰を行う。</u></p> <p><u>(1)功労のあった職員及び団体</u></p> <p><u>(2)事故のなかった職員及び団体</u></p> <p><u>(3)善行のあった職員</u></p> <p><u>(4)災害のなかった団体</u></p> <p>(表彰の種類)</p> <p>第2条 表彰の種類は、業績表彰、善行表彰、無事故運転者表彰、総合優良運転者表彰<u>及び無事故団体表彰</u>とする。</p> <p><u>2 その他管理者が必要と認める場合は表彰できる。</u></p> <p>第3条～第12条 (略)</p>

<p>(事実調査及び内申)</p> <p>第13条 所属長は、第3条から第<u>8</u>条までに定める表彰について該当すると認めるときは、事実を調査し、必要な参考書類を添付して速やかに企画総務部職員課長に内申するものとする。</p>	<p>(事実調査及び内申)</p> <p>第13条 所属長は、第3条から第<u>7</u>条までに定める表彰について該当すると認めるときは、事実を調査し、必要な参考書類を添付して速やかに企画総務部職員課長に内申するものとする。</p>
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則 (令和6年11月27日)

(施行期日)

この規程は、令和6年12月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)